

# ボーイスカウト福島連盟トレーニングチームに関する規則

## 第1条(定義)

この規則は、ボーイスカウト日本連盟教育規程第8章に定める指導者養成について、県連盟及び地区協議会が行う各種訓練の円滑を図るために、ボーイスカウト福島連盟トレーニングチーム(以下トレーニングチームという。略称をTTFSCと表記する。)の構成、業務担当等について定義する。

## 第2条(業務)

トレーニングチームが担当する業務は次の通りである。

1. 福島連盟が主催する各種の指導者訓練機関の日程、運営及び訓練に必要な機材等に関する研究。
2. 地区協議会が行う各種訓練に対する協力、援助。
3. 日本連盟の各種訓練に対する協力。
4. 指導者の個別支援とその他必要な業務。

## 第3条(構成)

トレーニングチームの構成は次の通りとする。

1. 県連盟内の日本連盟リーダートレーナー及び副リーダートレーナー全員。
2. 規則第7条ならびに第8条に定める有資格者 若干名。
3. このトレーニングチームに、ディレクター1名、副ディレクター若干名を置きディレクターチームを構成する。

## 第4条(ディレクター)

ディレクターは、トレーニングチームを代表し、タスクチームを編成しチーム員の指導にあたる。

## 第5条(副ディレクター)

副ディレクターは、ディレクターを補佐し、ディレクターに事故ある時、または欠員の時これを代理する。

## 第6条(統括)

トレーニングチームの統括は、県連盟コミッショナーがこれにあたる。

## 第7条(資格)

第3条2のトレーニングチーム員は、次の基準に該当するもの者の中から選出する。

1. 年齢 満26歳以上65歳未満。
2. 奉仕歴 県連盟主催の各種指導者訓練機関に奉仕した者並びに奉仕を承諾する者。
3. 研修歴 ウッドバッジ実修所(旧実修所を含む)を終了した者。

#### 第8条(エルダートレーナー)

前条1の年齢65歳に達した者は、エルダー(先輩)トレーナーとして、継続して奉仕することができる。

#### 第9条(委嘱と任期)

1. ディレクター及び副ディレクターは、リーダートレーナーまたは副リーダートレーナーの中から理事長の推薦に基づき理事会の承認を得て、連盟長が委嘱する。
2. 第3条2のチーム員は、第7条の資格を有する者の中から選考委員会の議を経て連盟長が委嘱する。
3. 第8条のチーム員は、選考委員会の議を経て、連盟長が委嘱する。
4. トレーニングチームの任期は、1月～翌々年12月迄の2年とする。

#### 第10条(選考委員会の構成)

1. 県連盟コミッショナー、トレーニングチームディレクター、指導者養成委員長をもって構成する。
2. 第7条の資格に関わらず理事長が適任と認めた者は、選考の対象とすることができる。

#### 第11条(個人記録等の保管)

トレーニングチームは、メンバーの奉仕承諾書及び個人記録表を保管する。

#### 付 則

昭和54年 4月 3日	制定
昭和60年12月15日	改訂、覚書追加
平成11年12月19日	一部改正、覚書廃止
平成22年11月28日	一部改正